

2024年 8月20日

お客様各位

熊本信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みに関するお知らせ

平素より当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、2021年6月に政府より公表されました「成長戦略実行計画」において、「5年後の約束手形利用の廃止」、「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受けまして、その取組みの一環として以下の対応を実施いたします。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 2027年4月1日以降を期日とする手形・小切手の代金取立ての受付を中止します。

実施日 2024年10月1日（火）

2. 手形・小切手帳の交付を廃止します。

実施日 2025年7月1日（火）

既に発行済みの小切手による払戻は引き続きご利用できます。

手形・小切手の電子化には、従来の手形発行にかかる事務負担の軽減や印紙代などのコスト削減、現物の保管、管理の必要がなくなり、紛失・盗難のリスクが低減されるなど、支払側と受取側双方に様々なメリットがございます。

当金庫では、手形・小切手に代わる決済手段といたしまして「しんきん法人インターネットバンキング」や「でんさいネットサービス」をご用意しておりますので、この機会に電子的な決済手段への移行をご検討くださいますようお願い申し上げます。

以上